

クールジャパン分野への外国人材の受入れについて

平成30年10月16日

- クールジャパン関係府省連絡・連携会議
- ・クールジャパン人材育成政府連絡会合同会合

法務省入国管理局

クールジャパン分野への外国人材の受入れに係る法務省の取組

総合特区

- ▶ 「特定伝統料理海外普及事業」における外国人調理人の受入れ（平成25年11月）
 - 外国人が、日本国内（京都市）の日本料理店で働きながら我が国の伝統的な料理（京料理）の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とする特例措置（最長5年間）

全国措置

- ▶ 「日本料理海外普及人材育成事業」における外国人調理師の就労（平成26年2月）
 - 本邦の調理師養成施設を卒業して調理師免許を取得した留学生について、農林水産省の認定を前提として、日本料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とする特例措置（最長5年間）

国家戦略特区

- ▶ クールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進（平成29年9月）
 - 「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格に該当するクールジャパン・インバウンド分野の活動を行う外国人について、現行の上陸許可基準の代替措置により上陸許可基準を緩和し、就労を促進する特例措置
 - 地方公共団体等からの提案に基づき、国家戦略特区WGにおいて上陸許可基準の代替措置について検討中。

全国措置

- ▶ クールジャパンに関わる分野において就労しようとする留学生等に係る在留資格の明確化（平成29年9月公表）
 - アニメ、ファッション・デザイン、食などを学びに来た留学生が、引き続き本邦で働くことを希望する場合等において、申請者の予見可能性を高める観点から、在留資格の許可・不許可に係る具体的な事例等を公表



1. これまでの経緯

- 平成30年2月20日の経済財政諮問会議において、総理大臣から、深刻な人手不足に対応するため、専門的・技術的分野における外国人受入れの制度の在り方について、制度改正の検討を早急に進めるよう、官房長官と法務大臣に対して指示があった
- 平成30年2月23日、専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォース第1回開催以後、タスクフォース幹事会を8回開催し、5月29日、タスクフォース第2回において方向性案取りまとめ
- 平成30年6月15日、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針)において新たな外国人材の受入れ制度について決定

2. 「骨太の方針」における新たな外国人材の受入れ制度

○ 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設

①受入れ業種の考え方

- 生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、外国人材の受入れが必要と認められる業種において受入れ

③外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

- 技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な水準を業所管省庁が定める試験等によって確認
- 日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、業種ごとに必要な水準を定める
- 技能実習3年を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとし、試験等を免除

⑤外国人材への支援と在留管理等

- 的確な在留管理・雇用管理の実施、受入れ企業又は法務大臣が認める登録支援機関が支援の実施主体となり、生活ガイダンス、生活のための日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みを設ける

○ 従来の外国人材受入れの更なる促進

- 留学生の国内での就職、クールジャパン関連の外国人材の受入れ、外国人材の起業等を促進

②政府基本方針及び業種別受入れ方針

- 受入れに関する業種横断的な方針を政府基本方針として閣議決定し、当該方針を踏まえ、業種別の受入れ方針を決定

④有為な外国人材の確保のための方策

- 悪質な紹介業者等の介在を防止する方策、受入れ制度の周知や広報等を実施

⑥家族の帯同及び在留期間の上限

- 在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同は基本的に認めない
- ただし、より高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認める

○ 外国人の受入れ環境の整備

- 我が国に滞在する外国人の一層の増加が見込まれる中、法務省が総合調整機能を持って関係機関等との連携を強化し、外国人の受入れ環境を整備し、外国人が円滑に共生できるような社会を実現

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性) 概要

平成30年7月24日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

- 我が国に在留する外国人は近年増加(約256万人)、国内で働く外国人も急増(約128万人)。
 - 中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設。
- ⇒ **外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要**
検討の方向性について中間的に整理。今後、**年内の取りまとめに向けて、関係者からの意見を聞きながら、取組の拡充・具体化を検討。**

多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動

- (1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり
- (2) 啓発活動等の実施

生活者としての外国人に対する支援

(1) 円滑なコミュニケーションの実現

- ① 日本語教育の充実等
 - ◎ 外国人に学習機会が行き渡ることを目指した全国各地の取組の支援
 - ◎ 日本語教室の空白地域の解消、ICT教材の開発・提供
 - ◎ 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - ◎ 日本語教育機関の教育の質に関する評価等の枠組みの検討
- ② 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - ◎ 生活・就労に関する情報提供・相談を行う一元的窓口の設置の検討
 - ◎ 「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成
 - ◎ 民間事業者(医療・住宅・銀行等)が提供する商品・サービス等の多言語対応の支援、消費者トラブルの相談体制の充実

(2) 暮らしやすい地域社会づくり

- ① 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - ◎ 多文化共生や教育・災害対応等の分野における外国人の活躍の促進
 - ◎ 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- ② 医療・保健・福祉サービスの提供
 - ◎ 外国人を受入れ可能な基幹的医療機関の体制整備と地域における裾野拡大
- ③ 公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援
- ④ 防災対策等の充実
 - ◎ 「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成
- ⑤ 防犯・交通安全対策の充実

(3) 子供の教育の充実

- ① 外国人児童生徒の教育の充実
 - ◎ 日本語指導に必要な教員定数の着実な改善、教員等の資質能力の向上
 - ◎ 地方公共団体の体制整備支援(支援員やICT活用等)、高校生等のキャリア教育
- ② 就学の促進

(4) 労働環境の改善、社会保険の加入促進等

- ① 適正な労働条件と雇用管理の確保・労働安全衛生の確保
 - ◎ 労働基準監督署による労働関係法令遵守の周知、法令違反への厳正な対処

※「◎」は新規又は拡充を検討

- ハローワークによる適正な雇用管理のための事業主に対する相談・指導
- ② 雇用の安定
 - ◎ 多言語による相談体制の整備、日本語能力に配慮した職業訓練の実施
- ③ 社会保険の加入促進等
 - ◎ 関係行政機関の連携等による加入促進、医療保険の不適切使用の防止

外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 新たな外国人材の受入れ制度の実施に向けた取組

- ① 受入れ企業又は登録支援機関が行う支援の具体化
 - ◎ 生活ガイダンス、住宅確保、日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みの創設、業界の実態に応じた取組の実施(受入企業等に対する巡回指導等)
- ② 保証金・違約金を徴収するなど悪質な仲介事業者等の排除
- ③ 新たな外国人材の円滑な受入れの促進
 - ◎ 技能水準を評価・確認する試験制度の整備、送出国における試験の適正実施
 - ◎ 外国人材の学習支援と受験の促進(テキストの作成・翻訳、教育プログラム策定等)
- ④ 在外公館等を通じた新たな受入れ制度の周知・広報

(2) 海外における日本語教育の充実

- ◎ 生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストの改訂
- ◎ 日本語教育を効果的に進めるカリキュラムと教材の開発
- ◎ 日本語教育の専門家派遣の拡大等による現地教師の育成・拡大
- ◎ 各国の教育機関の活動支援の拡充(日本語教師の給与助成など)

新たな在留管理体制の構築

◎ きめ細かく、機能的な在留管理等を実施するため、法務省の体制を充実・強化

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- ◎ 受入企業等が外国人を代行できる在留資格手続のオンライン申請の開始
- ◎ 申請手続の更なる負担軽減を図るための制度の在り方の検討

(2) 在留管理基盤の強化

- ◎ 法務省・厚労省の情報共有による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- ◎ 業種・職種・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築

(3) 不法滞在者等への対策強化

- ◎ 地方入国管理官署と警察等関係機関との協力関係の強化